伊佐市内における森林経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要 綱

(設置)

第1条 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。
 - [1] 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
 - ② 前号に掲げるもののほか、民間事業者の選定に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 鹿児島県姶良・伊佐地域振興局林務水産課職員
 - 2 林務課長
 - (3) 林務課林政係長
 - 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (委員の任期等)
- 第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了した日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとする。 (委員長)
- 第5条 委員長は、林務課長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名す る委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、事務局(第8条に規定する委員会の庶務を担当する課をいう。)に出席 委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これを保管しな ければならない。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又 は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、林務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。